

令和2年5月15日から7月31日までの間の豪雨による災害で、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

特定非営利活動法人日本栄養改善学会  
理事長 村山 伸子

本学会理事会は、2018年8月18日に開催した理事会において、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」第16条（公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助）、第17条（私立学校施設災害復旧事業に対する補助）の適用措置を受けた激甚災害に被災された会員の皆様に、次の対応を行うことを決定いたしました。

皆様の生活が1日も早く復興されますことを、お祈り申し上げます。

**【激甚災害の指定（第16条、第17条適用）を受けた災害名】**

令和2年5月15日から7月31日までの間の豪雨による災害

※令和2年7月梅雨前線による豪雨災害

※主な被災地

山形県、長野県、岐阜県、島根県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、鹿児島県

**【被災会員への対応】**

2020年度会費の免除

○2020年度会費の免除を希望する会員は、①会員番号、②氏名、③連絡先住所、④被災状況（例えば「住家全壊」、「避難所生活」など簡単に）を事務局宛に、ハガキ・ファックス・E-mailのいずれかの方法でご連絡ください。

○すでに2020年度会費を納入している会員についても、申し出があれば、2020年度会費を免除とし、納入されている会費は次年度の会費といたします。

[特定非営利活動法人日本栄養改善学会事務局]

〒108-0073 東京都港区三田3-4-18 二葉ビル904号

Tel 03-5446-9970 Fax 03-5446-9971 E-mail kaizen@jsnd.jp